徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第１８８号　令和２年３月３１日発行

目　　次

※は県例規集登載

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
※	徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則	
※	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	
※	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	
※	初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	
※	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
※	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	
※	職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

徳島県人事委員会事務決裁規則（規則二―九）の一部を次のように改正する。

第七条中「掲げる事項」の下に「（第二号の規定の例によることとされる会計年度任用職員の通勤手当及び通勤費用弁償に係る事項を含む。）」を加え、同条第一号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六―五」を「規則六―五」に改め、同条第二号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六―十七」を「規則六―一七」に改め、同条第三号中「昭和四十九年徳島県人事委員会規則六―八七」を「規則六―八七」に改め、同条第四号中「平成二年徳島県人事委員会規則六―一二三」を「規則六―一二三」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六―一二）の一部を次のように改正する。

別表第一こども女性相談センターの項を次のように改める。

こども女性相談センター	(1)　一時保護所において児童と起居を共にすることを常例とする職員（医療職給料表㈢の適用を受ける者を除く。） (2)　一時保護所において児童と起居を共にすることを常例とする職員（(1)に掲げる者を除く。） (3)　一時保護所において児童と起居を共にする職員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） (4)　児童の保護その他児童の福祉に関する相談対応及び指導に直接従事することを常例とする職員（医療職給料表㈢の適用を受ける者を除く。） (5)　次長（児童の保護その他児童の福祉に関する相談対応及び指導に直接従事する者に限る。） (6)　一時保護所において児童の教育及び指導に直接従事することを常例とする職員（(1)から(3)までに掲げる者を除く。） (7)　児童の保護その他児童の福祉に関する相談対応及び指導に直接従事することを常例とする職員（(4)に掲げる者を除く。） (8)　心理診断及び心理療法等の指導に直接従事することを常例とする職員 (9)　女性支援担当において相談対応、調査、指導及び一時保護に直接従事することを常例とする職員	三 二 一

別表第一総合看護学校の項中「（昭和二十六年厚生省令第一号）」を「（昭和二十六年文部厚生省令第一号）」に、「適用者」を「適用を受ける者」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　　祖　　川　　康　　子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六―一三）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる試験研究機関等」を「保健製薬環境センター、博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館、工業技術センター、農林水産総合技術支援センター及び警察本部科学捜査研究所」に改め、「保健製薬環境センター、工業技術センター、農林水産総合技術支援センター、文化の森振興本部、博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館、警察本部科学捜査研究所」を削る。

第三条中「危機管理部」を「危機管理環境部」に改める。

第四条第三号中「又は栄養改善指導業務」を「、栄養改善指導業務又は食品衛生業務」に改め、同条第四号中「理学療法士」の下に「、作業療法士」を加える。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六―一四）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条の二」に、「―第四条」を「・第四条」に改める。

別表第一のイ⑴行政職給料表等級別職務区分表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

イ⑴　行政職給料表等級別職務区分表

職務の等級	区分	職名
１級	知事等の事務部局	主事
		司書
	教育委員会の事務部局	主事
２級	知事等の事務部局	主任主事
		主任司書
	教育委員会の事務部局	主任主事
３級	知事等の事務部局	主席
		工事検査主席
	教育委員会の事務部局	指導主事
		社会教育主事
		主席
４級	知事等の事務部局	専門員
		車庫長
		衛視長
		副車庫長
		副衛視長
		船長
		副船長
		機関長
		副工事検査員
		助教
	教育委員会の事務部局	管理主事
５級	知事等の事務部局	室長補佐
		主任専門員
		工事検査員

		准教授
	教育委員会の事務部局	室長補佐
		班長
６級	知事等の事務部局	副本部長
		室長
		政策調査幹
		工事検査幹
		企画幹
		情報発信幹
		営業戦略幹
		県政広報幹
		海外戦略調整幹
		センター等の副局長
		センター等の所長
		文書館長
		鳥居龍蔵記念博物館長
		校長
		副所長
		副校長
		農林水産総合技術支援センターの課長
		推進幹
		収用委員会事務局の次長
		本部の次長
		事務所長
		副工事検査幹
		センター等の次長

		副館長
		農林水産総合技術支援センター農業大学校の教頭
		センター等の担当室長
		分室長
		教授
		出納室長
		本部の課長
		センター等の教頭
	教育委員会の事務部局	事務局の室長
		政策調査幹
		推進幹
		教育幹
		副所長
		主幹
		教育機関の次長
		統括管理主事
		統括指導主事
		統括社会教育主事
		総合教育センターの課長
７級	知事等の事務部局	困難な業務を行う副本部長
		参事
		特に困難な業務を行うセンター等の所長
		困難な業務を行う副所長
		上席政策調査幹
		部等の所長
		困難な業務を行うセンター等の副局長

		困難な業務を行うセンター等の所長
		困難な業務を行う校長
		困難な業務を行う農林水産総合技術支援センターの課長
	教育委員会の事務部局	困難な業務を行う教育機関の所長
８級	知事等の事務部局	本部長
		副理事
		センター等の局長
		困難な業務を行う規模の大きいセンター等の所長
		院長
		二十一世紀館長
		部等の副局長
		大学・産業創生統括監
		図書館長
		博物館長
		近代美術館長
		特に困難な業務を行う校長
	教育委員会の事務部局	副教育長
９級	知事等の事務部局	政策監補
		監察局長
		統括本部長
		理事

別表第一のロ⑴研究職給料表等級別職務区分表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

ロ⑴　研究職給料表等級別職務区分表

職務の等級	区分	職名
２級	知事等の事務部局	主任主事
		主任研究員
		主任学芸員
		研究員
		学芸員
３級	知事等の事務部局	上席学芸員
		専門学芸員
		学芸係長
		主席
４級	知事等の事務部局	統括研究員

別表第１のハ医療職給料表(一)等級別職務区分表中「

所長
保健所長

」を「

副局長
所長
保健所長
災害医療幹

」に改め、同表のく公安職給料表等級別職務区分表中「

困難な業務を行う警察署の課長

」を「

困難な業務を行う警察署の課長
困難な業務を行う交番所長

」に改める。

別表第二のト小学校中学校教育職給料表等級別資格基準表中「養護助教諭」を「養護助講師教諭」に改める。

別表第六のト小学校中学校教育職給料表初任給基準表中「養護助教諭」を「養護助教諭講師」に改め、同表の備考中「備考第１項」を「備考」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六―七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「理事」を「理事　部等の副部長（危機管理環境部、未来創生文化部及び農林水産部の副部長であつて知事が指定する者に限る。）」に、「スポーツ・文化局長」を「徳島学院長　文化の森振興センター所長　二十一世紀館長　国際スポーツ局長」に改め、「部等の副部長」の下に「（区分が一種である者を除く。）」を加え、「徳島学院長」を「博物館長　図書館長　近代美術館長」に、「部等の参事」を「部等の参事　県立総合大学校本部副本部長」に、「防災人材育成センター所長」を「防災人材育成センター所長　保健製薬環境センター所長」に、「東部保健福祉局副局長」を「東部保健福祉局副局長　テクノスクール校長」に、「海外戦略調整幹　消費者情報センター所長」を「消防学校長　消費者情報センター所長」に、「消防学校長　消費者情報センター所長」を「副本部長　情報発信幹　関西本部副本部長　営業戦略幹」に、「東京本部副本部長　情報発信幹　関西本部副本部長　営業戦略幹　自治研修センター副所長　中央こども女性相談センター副所長　埋蔵文化財総合センター所長　文化の森振興センター副所長　文書館長　鳥居龍蔵記念博物館長」に、「工業技術センター副所長　テクノスクール校長」を「工業技術センター副所長」に、「消防学校副校長」を「消防学校副校長　保健製薬環境センター次長」に、「関西本部次長　名古屋事務所長　自治研修センター次長」を「本部の次長　名古屋事務所長」に、「保健製薬環境センター次長」を「副館長　災害医療幹」に改め、同表教育委

員会の項を次のように改める。

教育委員会	副教育長 教育次長 総合教育センター所長	二種
	事務局の課長 事務局の室長 事務局の課内室の長 政策調査幹 学力向上推進幹 防災・健康教育幹 競技力向上推進幹 総合教育センター副所長	三種
	担当室長 主幹 総合教育センター次長	四種
	統括管理主事 統括指導主事 統括社会教育主事 総合教育センター教育情報課長 総合教育センター学校経営支援課長 総合教育センター教職員研修課長 総合教育センター特別支援・相談課長 総合教育センター生涯学習支援課長	六種

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六―八八）の一部を次のように改正する。

第四条中「（六―四〇）」を「（規則六―四〇）」に改める。

別表中「南部総合県民局県土整備部平谷詰所
西部総合県民局県土整備部木屋平詰所
那賀警察署那賀町坂州駐在所
那賀警察署那賀町平谷駐在所
那賀警察署那賀町出原駐在所」を「西部総合県民局県土整備部木屋平詰所
阿南警察署那賀町坂州駐在所
阿南警察署那賀町平谷駐在所
阿南警察署那賀町出原駐在所」に、「那賀警察署那賀町相生駐在所
美馬警察署穴吹町宮内駐在所」を「阿南警察署那賀町相生駐在所」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改める。

第七条第三項第二号中「又は国」を「、国」に改め、「という。）」の下に「又は会計年度任用職員」を加え、「又は関連法人職員」を「、関連法人職員又は会計年度任用職員」に改める。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。